



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 公安委員会規則
- * 15 法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則
- 公安委員会告示
- 46 駐車監視員資格者講習の実施

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第15号

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則を次のように定める。

平成17年6月1日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の8及び第51条の13並びに確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。)に定めるもののほか、法第51条の8第1項に規定する委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録の申請、法第51条の13第1項に規定する駐車監視員資格者証の交付の申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 委託規則第2条第1項に規定する登録の申請書は、登録申請書(別記様式第1号)とする。

2 法第51条の8第1項に規定する登録の申請に対する手数料は、登録申請手数料納付書(別記様式第2号)により納付するものとする。

(駐車監視員資格者講習の受講の申込み)

第3条 委託規則第7条第1項に規定する受講申込書は、駐車監視員資格者講習受講申込書(別記様式第3号。以下「受講申込書」という。)とする。

2 法第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「資格者講習」という。)を受けようとする者は、その者が県内に住所を有する者(以下「県内居住者」という。)である場合は、その住所地を管轄する警察署長(以下「管轄警察署長」という。)を経由し、住所地を県内に有しない者(以下「県外居住者」という。)である場合は、交通部交通指導課長(以下「交通指導課長」という。)を経由し、それぞれ公安委員会に受講申込書を提出して講習の日時及び場所の指定を受けるものとする。

3 受講申込書には、駐車監視員資格者講習受講票(別記様式第4号。以下「受講票」という。)に運転免許証、外国人登録証明書等駐車監視員資格者講習の受講の申込みをする者が本人であることを確認するに足りるものの写しを添付するものとする。

4 受講票には、受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真をはり付けるものとする。

5 資格者講習に係る手数料は、駐車監視員資格者講習手数料納付書(別記様式第5号)により納付するものとする。

(駐車監視員資格者講習の方法)

第4条 委託規則第8条に規定する駐車監視員資格者講習の方法は、次の定めるところによるものとする。

(1) 講習日数は、3日(1日は、修了考査)とする。

(2) 講習時間は、15時間とする。

(3) 修了考査は、正誤式の筆記試験とし、合格基準は90パーセント以上の成績とする。

(駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付)

第5条 委託規則第9条第2項に規定する再交付申請書は、駐車監視員資格者講習修了証明書再交付申請書(別記様式第6号)とする。

(駐車監視員資格者の認定考査)

第6条 委託規則第10条第1項の規定による技能及び知識の審査は、公安委員会が行う考査(以下「認定考査」という。)によるものとする。

2 認定考査は、第4条第3号に規定する修了考査に準じて行うものとする。

(認定申請)

第7条 委託規則第10条第2項に規定する認定申請書は、認定申請書(別記様式第7号)とする。

2 法第51条の13第1項第1号ロの規定による認定を受けようとする者は、公安委員会に認定申請書及び駐車監視員資格者認定考査受検票(別記様式第8号。以下「受検票」という。)を提出するものとする。

3 受検票には、認定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真をはり付けるものとする。

4 第2項の認定に係る手数料は、認定考査受検日に認定手数料納付書(別記様式第9号)により納付するものとする。

(認定書の再交付)

第8条 委託規則第10条第5項において準用する規則第9条第2項に規定する再交付申請書は、認定書再交付申請書(別記

様式第10号)とする。

(駐車監視員資格者証の交付の申請)

第9条 委託規則第11条第1項に規定する交付申請書は、駐車監視員資格者証交付申請書(別記様式第11号。次項において「申請書」という。)とする。

2 法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証(以下「資格者証」という。)交付の申請は、当該申請者が県内居住者である場合は、管轄警察署長を経由し、県外居住者である場合は、交通指導課長を経由し、公安委員会に申請書を提出して行うものとする。

3 前項の交付の申請に係る手数料は、駐車監視員資格者証交付申請手数料納付書(別記様式第12号)により納付するものとする。

(駐車監視員資格者証の書換え交付等の申請)

第10条 委託規則第13条第1項に規定する書換え交付申請書は、駐車監視員資格者証書換え交付申請書(別記様式第13号)とし、同項の書換え交付に係る手数料は、駐車監視員資格者証書換え交付申請手数料納付書(別記様式第14号)により納付するものとする。

2 委託規則第13条第2項に規定する再交付申請書は、駐車監視員資格者証再交付申請書(別記様式第15号)とし、同項の再交付に係る手数料は、駐車監視員資格者証再交付申請手数料納付書(別記様式第16号)により納付するものとする。

3 資格者証の再交付を受けた者は、その後において亡失した資格者証を発見したときは、速やかに公安委員会に返納しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第1条の規定の適用については、同条中「道路交通法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)第3条の規定による改正後の道路交通法」とする。

別記様式第1号 (第2条関係)

(表)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 登録年月日	年 月 日
※ 登録番号	

登 録 申 請 書

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第2項の規定により登録の申請をします。

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

(主たる事務所の所在地)
(名 称)
(代 表 者 の 氏 名)

(印)

ふりがな				
法人の名称				
主たる事務所の所在地	(〒 -)	電話	()	
法人の種類	1 株式会社	2 有限会社	3 財団法人	4 社団法人
	5 その他 ()			
ふりがな				
代表者氏名				

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録結果通知書に記載されている登録年月日	年 月 日 登録
登録結果通知書に記載されている登録番号	第 号

※ 添付書類	【法人関係】	【役員関係】
	<input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
	<input type="checkbox"/> 役員の名及び住所を記載した名簿	<input type="checkbox"/> 診断書
	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し【2名以上】	
	<input type="checkbox"/> 事務所に係る資料	

備考

- 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

誓 約 書

当法人は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- (1) 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- (2) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。)のうち、次のいずれかに該当する者のある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ハ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ヘ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

和歌山県公安委員会 殿

年 月 日

(主たる事業所の所在地)
(名 称)
(代 表 者 の 氏 名)

印

別 記様式第 2 号 (第 2 条関係)

登録申請手数料納付書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

法人の名称	
事務所の所在地	
代表者氏名	
連絡先 (電話)	

申請手数料		
証紙 必ずのりではり付けて ください。	証紙 必ずのりではり付けて ください。	証紙 必ずのりではり付けて ください。
証紙 必ずのりではり付けて ください。	証紙 必ずのりではり付けて ください。	証紙 必ずのりではり付けて ください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第3号 (第3条関係)

(表)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

(申込者の氏名)

印

申 込 者	本 籍			
	住 所	(〒 -)	都道府県	
		電話 () -	(自宅・携帯)	
	ふりがな		性 別	男・女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
勤務先その 他の連絡先	電話 () -			
受講希望 年月日				

実 施	※ 受講日	年 月 日から 年 月 日まで	※ 修了考查結果	合 ・ 否
	(修了考查)	(年 月 日)		
	※ 受講場所			
	※ 受講番号			

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 18歳未満の者
- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

別記様式第 4 号 (第 3 条関係)

駐車監視員資格者講習受講票

写 真
(縦3.0cm
×横2.4cm)

受 講 番 号

ふりがな
※ 氏 名 (男・女)
生年月日 年 月 日生

項 目	日 時	検 印
受付時間	各日 時 分から 時 分の間	
講習日①	年 月 日 時 分 開始	
講習日②	年 月 日 時 分 開始	
審査日	年 月 日 時 分 開始	
場 所	(講 習) (考 査)	

備考

- 1 ※印欄のみ記載すること。
- 2 写真は、駐車監視員資格者受講申込書に使用したものと同一ものをはり付けること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

別記様式第5号 (第3条関係)

駐車監視員資格者講習手数料納付書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

受講番号	
ふりがな 申請者の氏名	
住所	
連絡先 (電話)	自宅・携帯・勤務先

申請手数料		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> 証紙 必ずのりではり付けてください。 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> 証紙 必ずのりではり付けてください。 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> 証紙 必ずのりではり付けてください。 </div>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> 証紙 必ずのりではり付けてください。 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> 証紙 必ずのりではり付けてください。 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> 証紙 必ずのりではり付けてください。 </div>

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 6 号 (第 5 条関係)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書再交付申請書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

(申請者の氏名)



申 請 者	本 籍			
	住 所	(〒 -)	都道府県	
		電話 () -	(自宅・携帯)	
	ふりがな			性 別
	氏 名			男 ・ 女
	生年月日	年 月 日生		
	勤 務 先	電話 () -		
証 明 書	番 号			
	交付年月日	年 月 日		
	再交付を申請する 事 由			

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失等の状況を簡記すること。
- 亡失又は滅失以外の理由で再交付を申請する場合は、前に交付された証明書又は認定書を提出すること。
- 証明書欄には、亡失又は滅失した証明書の交付番号、交付年月日を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 7 号 (第 7 条関係)

(表)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 認定年月日	年 月 日
※ 認定書番号	

認 定 申 請 書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申 込 者	本 籍			
	住 所	(〒 -)	都道府県	
		電話 () -	(自宅・携帯)	
	ふりがな		性 別	男 ・ 女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
	勤務先その 他の連絡先	電話 () -		

実 施	※認定審査日	年 月 日	※ 認定審査の結果	合 ・ 否
	※ 受検場所			
	※ 受検番号			

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものをはり付けること。
- 確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注 意 事 項

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 18歳未満の者
- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

別記様式第 8 号 (第 7 条関係)

駐車監視員資格者認定考查受検票

写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">受 検 番 号</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"> </td> </tr> </table>	受 検 番 号											
受 検 番 号													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;"> ※ ふりがな 氏 名 生年月日 </td> <td style="width: 40%; padding: 5px;"> (男・女) 年 月 日生 </td> </tr> </table>		※ ふりがな 氏 名 生年月日	(男・女) 年 月 日生										
※ ふりがな 氏 名 生年月日	(男・女) 年 月 日生												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">日 時</th> <th style="width: 30%;">検 印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">受付時間</td> <td style="padding: 5px;">各日 時 分から 時 分の間</td> <td style="padding: 5px;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">認定考查</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日 時 分 開始</td> <td style="padding: 5px;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">場 所</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> </td> </tr> </tbody> </table>		項 目	日 時	検 印	受付時間	各日 時 分から 時 分の間		認定考查	年 月 日 時 分 開始		場 所		
項 目	日 時	検 印											
受付時間	各日 時 分から 時 分の間												
認定考查	年 月 日 時 分 開始												
場 所													

備考

- 1 ※印欄のみ記載すること。
- 2 写真は、認定申請書に使用したものと同一ものをはり付けること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

別記様式第 9 号 (第 7 条関係)

認定手数料納付書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

受 検 番 号	
ふ り が な 申請者の氏名	
住 所	
連絡先 (電話)	自宅・携帯・勤務先

申 請 手 数 料		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> 証 紙 必ずのりではり付けて ください。 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> 証 紙 必ずのりではり付けて ください。 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> 証 紙 必ずのりではり付けて ください。 </div>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> 証 紙 必ずのりではり付けて ください。 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> 証 紙 必ずのりではり付けて ください。 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> 証 紙 必ずのりではり付けて ください。 </div>

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第10号 (第8条関係)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 認 定 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

認定書再交付申請書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申 請 者	本 籍			
	住 所	(〒 -)	都道府県	
		電話 () -	(自宅・携帯)	
	ふりがな			性 別
	氏 名			男 ・ 女
	生年月日	年 月 日	日生	
	勤 務 先	電話 () -		
証 明 書	番 号			
	交付年月日	年 月 日		
再交付を申請する 事 由				

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失等の状況を簡記すること。
- 亡失又は滅失以外の理由で再交付を申請する場合は、前に交付された証明書又は認定書を提出すること。
- 証明書欄には、亡失又は滅失した証明書の交付番号及び交付年月日を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第11号 (第9条関係)

(表)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日
※ 登録番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申 込 者	本 籍			
	住 所	(〒 -)	都道府県	
		電話 () -	(自宅・携帯)	
	ふりがな		性 別	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
	氏 名		男 ・ 女	
生年月日	年 月 日生(歳)			
勤務先その 他の連絡先	電話 () -			
証 明 書	番 号			
	交付年月日	年 月 日		

※ 添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 写真2枚 (うち1枚ちょう付)
-----------------------	--

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

誓 約 書

私は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 18歳未満の者
- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認るに足りる相当な理由がある者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

和歌山県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名



別記様式第 12 号 (第 9 条関係)

駐車監視員資格者証交付申請手数料納付書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

ふ り が な 申請者の氏名	
住 所	
連絡先 (電話)	自宅・携帯・勤務先

申 請 手 数 料		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>証 紙 必ずのりではり付けて ください。</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>証 紙 必ずのりではり付けて ください。</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>証 紙 必ずのりではり付けて ください。</p> </div>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>証 紙 必ずのりではり付けて ください。</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>証 紙 必ずのりではり付けて ください。</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>証 紙 必ずのりではり付けて ください。</p> </div>

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第13号 (第10条関係)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

(申請者の氏名)



申請者	本籍			
	住所	(〒 -)	都道府県	
		電話 () -	(自宅・携帯)	
	ふりがな		性別	男・女
	氏名			
	生年月日	年 月 日生	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
	勤務先その他の連絡先	電話 () -		
資格者証番号	資格者証番号			
	交付年月日	年 月 日		
書換え交付を申請する事由				

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 14 号 (第 10 条関係)

駐車監視員資格者証書換え交付申請手数料納付書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

ふりがな 申請者の氏名	
住 所	
連絡先 (電話)	自宅・携帯・勤務先

申 請 手 数 料		
証 紙 必ずのりではり付けて ください。	証 紙 必ずのりではり付けて ください。	証 紙 必ずのりではり付けて ください。
証 紙 必ずのりではり付けて ください。	証 紙 必ずのりではり付けて ください。	証 紙 必ずのりではり付けて ください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第15号 (第10条関係)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

(申請者の氏名)



申 請 者	本 籍			
	住 所	(〒 -)	都道府県	
		電話 () -	(自宅・携帯)	
	ふりがな		性 別	男・女
	氏 名			
生年月日	年 月 日生	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)		
勤務先その 他の連絡先	電話 () -			
資 格 者 証 番 号	資 格 者 証 番 号			
	交 付 年 月 日	年 月 日		
再 交 付 を 申 請 す る 事 由				

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 16 号 (第 10 条関係)

駐車監視員資格者証再交付申請手数料納付書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

ふりがな 申請者の氏名	
住 所	
連絡先 (電話)	自宅・携帯・勤務先

申 請 手 数 料		
証 紙 必ずのりではり付けて ください。	証 紙 必ずのりではり付けて ください。	証 紙 必ずのりではり付けて ください。
証 紙 必ずのりではり付けて ください。	証 紙 必ずのりではり付けて ください。	証 紙 必ずのりではり付けて ください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第46号

確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第6条に規定する駐車監視員資格者講習を次のとおり実施する。

平成17年6月1日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 駐車監視員資格者講習の期日、場所及び予定人員

(1) 開催期日

次表のとおり3日間行う。

1日目 (講習)	平成17年7月6日(水) 午前8時50分～午後5時10分 (受付時間 午前8時～午前8時40分)
2日目 (講習)	平成17年7月7日(木) 午前8時50分～午後5時10分 (受付時間 午前8時～午前8時40分)
3日目 (考査試験)	平成17年7月15日(金) 午後2時～午後3時 (受付時間 午後1時～午後1時30分)

(2) 開催場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 3階 特設会議室

(3) 講習予定人員

100名

2 受講手續に関する事項

(1) 申込みの方法

受講の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書(写真ちょう付)

イ 駐車監視員資格者講習受講票(写真ちょう付)

ウ 運転免許証、外国人登録証明書、旅券(パスポート)等受講の申込みをする者が本人であることを証するものの写し

(※ 写真は、受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。)

(2) 手續の流れ

申込者は、申込書等と引換えに、講習の日時、場所等を記載した講習指定書を受け取り、講習の当日に指定された講習場所において公安委員会所定の駐車監視員資格者講習手数料納付書により、講習手数料を納付した上、駐車監視員資格者講習受講票を受け取ること。

(3) 申込書等の提出先

ア 申込者が和歌山県内の居住者の場合

申込者の住居地を管轄する警察署交通課

イ 申込者が和歌山県以外の居住者の場合

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター

(4) 申込書等の提出時期

平成17年6月6日(月)から平成17年6月21日(火)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前10時から午後5時まで

(5) 受講手数料

19,000円(和歌山県証紙)

(※ 講習1日目の受付において、駐車監視員資格者講習手数料納付書に上記金額の和歌山県証紙をちょう付し提出すること。現金での納付は取り扱わない。)

3 留意事項

(1) 講習予定人員を超えた場合は、その時点で受付を締め切る。

(2) 考査試験終了後の合格発表は、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書の郵送により行う。

4 問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター

〒640-8524 和歌山市西1番地 交通センター内

電話 073-473-0356

(2) 申込書の備付場所

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター又は和歌山県内各警察署交通課

